

平成18年
4月から

要介護度区分が変わります！

◎要介護度区分が6段階から7段階へ変わります

- ①「要介護1」の段階が細分化され、「要支援2」が新たに設けられます。
- ②「要支援1」、「要支援2」は新予防給付の対象となります。
- ③新規・区分変更申請は4月1日以降の申請から適用されます。
- ④更新申請については、次の有効期間の開始日が4月1日以降の方から順次適用されます。

改正後の介護度区分

現行の介護度区分		改正後の介護度区分	
重度 ↑	要介護5	要介護5	要介護4
	要介護4	要介護3	要介護2
	要介護3	要介護1	要支援2
	要介護2	要支援1	要支援1
	要介護1		
軽度 ↓	要支援		
	非該当	非該当	

これまでと変わりありません。

※急性期の病状など心身の状態が不安定な方は、これまでどおり「要介護1」と認定されます。

※状態が安定し、サービスを受けることにより状態の維持や改善が見込まれる方は「要支援2」と認定されます。

※これまでの要支援は名称が「要支援1」と変わりますが、現在、「要支援」認定されている方は、現有効期間の満了日まで「経過的要介護者」として、これまでどおりのサービスが利用できます。

※日常生活に介護を要する状態には該当せず、おおむね、日常生活が自立している方の場合には非該当と判定されます。

新予防給付対象



(問) なぜ、介護度の段階を増やすの？

(答) 今回の制度改正は、介護予防を重視した内容になっています。つまり、介護度が重くなってからサービスを受けるのではなく、早い段階から状態の改善や悪化防止につながるサービスを効果的に提供できるように、要介護1を細分化し、「要支援2」を設けて要支援1とともにサービスの内容を見直しています。

(問) 新予防給付ってどんなサービス？

(答) 新予防給付は本人の日常生活が自立できるよう支援を行うことを目的としています。具体的には、本人の生活機能を低下させないため、
①自立した食生活のために、歯磨きの指導、義歯の調整、食事や栄養摂取について支援するサービス
②歩行の安定性を高め転倒予防を図るなど、身体機能の向上について支援するサービス
③生活全般について「できること」を増やし、自立した日常生活ができるよう支援するサービスなどがあります。